

送迎付予防教室業務委託仕様書

1 目的

この事業は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45、地域支援事業実施要綱、及び送迎付介護予防教室事業実施要綱の規定に基づき、介護予防に資する通いの場として、虚弱かつ自ら地域の通いの場への参加が困難な高齢者を対象に、自立した生活の支援、閉じこもり防止及び心身機能の向上等を図ることを目的とする。

2 業務名

送迎付介護予防教室業務

3 委託期間

契約日から令和7年3月31日までとする。

なお、教室開催期間は令和6年10月1日から令和7年3月31日までとする。

4 対象者

市内に居住し、住所を有する65歳以上の者であって、介護予防の必要性が高いと判断される虚弱の高齢者で、自ら地域の通いの場への参加が困難な方

5 実施場所

実施場所は受託者が確保するものとする。

6 業務内容

(1) 内容

身体その他の状況を踏まえ必要と判断される者には送迎を行った上で、介護予防に資する通いの場として週1回以上（1回につき概ね2時間・送迎時間を含む）以下の内容を実施する。

ア 運動器の機能向上、口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防に関わること、その他生活機能の改善に資する事業（「岡崎市介護予防・認知症予防プログラムマニュアル」を参照）を行う。

イ セルフケアに向けた動機づけを行う。

(2) 定員

定員は、事業を行うための専用の区画の面積を3平方メートルで除して得た値の範囲内で設定する。

(3) 利用者の管理

受託者は、利用者から提出される利用同意書に基づき、利用者リストを作成し管理する。

7 利用者負担額

事業提供に係る利用者負担額は、1人1回当たり500円とし、事業者が利用の度に徴収するものとする。ただし、初回利用日は、対象要件の確認としてアセスメントを主に実施するため、利用者負担額の徴収はしないものとする。

8 利用者の送迎

事業者は、送迎に必要な車両及び運転手の確保は、事業者が責任を持って行うこととする。

9 実績報告

事業者は、毎月の事業実施後は、送迎付介護予防教室事業実施状況報告書を作成し、翌月10日までに市に提出すること。なお、事業実施期間中に、市から実施状況について報告を求められた場合は、これに対応すること。

10 個人情報の保護について

業務を実施するにあたっては、実施担当者には守秘義務を課す等関係法令を遵守し、必要な個人情報保護対策を講ずるものとする。具体的な取り扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」のとおりとする。

11 留意事項

- (1) 講座等開催に係る周知は、市政だより、ホームページ掲載等を長寿課が実施する
- (2) 事故防止のための十分な注意を払うとともに、事故発生時の対応を含む安全管理マニュアルを整理し、常に安全管理に配慮し実施するものとする。送迎及び事業実施中に事故等が発生したときは、速やかに応急手当等の対応をするとともに、至急、市等に連絡すること。
- (3) 事業の実施に際して、市の責めに帰することができない事由によって生じた損害及び事業の実施に際して事業者が第三者に与えた損害は、特別の事情がある場合を除き、事業者の負担とする。なお、事業者は、損害賠償に係る負担に備えるため、損害保険に加入すること。
- (4) 台風や雪等の天候等により、参加者が安全に来ることが難しい場合は、事業を延期又は中止しその旨を参加者に連絡すること。天候や災害に関する情報収集に努め、避難準備情報、避難勧告、避難指示が発令された場合は、参加者の安全確保、避難誘導等を実施すること。
- (5) 事業の実施に当たっては、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に決定したため、当該日以降の取扱いについては国の通知に基づき実施すること。

12 協議事項

上記のほか業務の実施に当たり、仕様書に記載のない事項は「送迎付介護予防教室事業実施要綱」に定めるとおりとする。なお、疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議す

ること。